

# 地方独立行政法人名護市行政事務機構定款

## 目次

### 第1章 総則（第1条―第6条）

#### 第2章 組織及び業務

##### 第1節 役員及び職員（第7条―第12条）

##### 第2節 理事会（第13条―第16条）

##### 第3節 業務の範囲及びその執行（第17条―第19条）

### 第3章 資本金、出資及び資産（第20条・第21条）

### 第4章 委任（第22条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民から行政への申請等（法第21条第5号に規定する申請等をいう。以下同じ。）に対する円滑な事務処理を行うとともに、当該申請等に関連し、その附帯する業務を担うことにより、適切かつ安定的な行政サービスを提供することを目的とする。

#### （名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人名護市行政事務機構（以下「法人」という。）と称する。

#### （設立団体）

第3条 法人の設立団体は、名護市とする。

#### （事務所の所在地）

第4条 法人の事務所の所在地は、沖縄県名護市港一丁目1番1号とする。

#### （法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

#### （公告の方法）

第6条 法人の公告は、名護市公告式条例（昭和47年5月17日条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

### 第2章 組織及び業務

#### 第1節 役員及び職員

##### （役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。ただし、副理事長を置かないことができる。

##### （役員職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は名護市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

##### （理事長の任命）

第9条 理事長は、市長が任命する。

(理事長以外の役員の任命)

第10条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 監事は、市長が任命する。

(役員の任期)

第11条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。

2 監事の任期は任命の日から理事長の任期の末日を含む事業年度について法第34条第1項の規定による財務諸表の承認の日までとする。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(職員の任命等)

第12条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事2人以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(議事)

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第3節 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 法第21条第5号に規定する名護市長その他の執行機関に対する申請等の受理、申請等に対する処分その他の申請等の処理に関する事務であって定型的なもの及びこれらと一体的に処理することが効率的かつ効果的である事務であって定型的なものうち、法別表に掲げるものを名護市又は名護市長その他の執行機関の名において処理すること。

(2) 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における市長の要求)

第18条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は行政上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため市長が必要と認める場合に、市長から行政サービスその他の事態の対処に必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施しなければならない。

(業務方法書)

第19条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

### 第3章 資本金、出資及び資産

(資本金)

第20条 法人の資本金は、法第6条第3項の規定により名護市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

(残余財産の帰属)

第21条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、名護市に帰属する。

### 第4章 委任

第22条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。